

4. 論文の訂正：査読審査の結果、原稿の訂正を求められた場合は、40日以内に、訂正された原稿に訂正点を明示した手紙をつけて、前記泌尿器科紀要刊行会宛て送付すること、なお、Editorの責任において一部字句の訂正をすることがある。
5. 校正：校正は著者による責任校正とする。著者複数の場合は校正責任者を投稿時指定する。
6. 掲載：論文の掲載は採用順を原則とする。迅速掲載を希望するときは投稿時にその旨申し出ること。
 - (1) 掲載料は1頁につき和文は5,500円、英文は6,500円、超過頁は1頁につき7,000円、写真の製版代、凸版、トレース代、別冊、送料などは別に実費を申し受ける。
 - (2) 迅速掲載には迅速掲載料を要する。5頁以内は30,000円、6頁以上は1頁毎に10,000円を加算した額を申し受ける。
 - (3) 薬剤の効果、測定試薬の成績、治療機器の使用などに関する治験論文および学会抄録については、掲載料を別途に申し受ける。
7. 別冊：実費負担とし、著者校正時に部数を指定する。

Information for Authors Submitting Papers in English

1. Manuscripts, tables and figures must be submitted in three copies. Manuscripts should be typed double-spaced with wide margins on 8.5 by 11 inch paper. The text of all regular manuscripts should not exceed 12 typewritten pages, and that of a case report 6 pages. The abstract should not exceed 250 words and should contain no abbreviations.
2. The first page should contain the title, full names and affiliations of the authors, key words (no more than 5 words), and a running title consisting of the first author and two words.
e.g.: Yamada, et al.: Prostatic cancer · PSAP
3. The list of references should include only those publications which are cited in the text. References should not exceed 30 readily available citations. Reference should be in the form of superscript numerals and should not be arranged alphabetically.
4. The title, the names and affiliations of the authors, the director's name, and an abstract should be provided in Japanese.
5. For further details, refer to a recent journal.

編集後記

本誌の創設者の故稲田 務先生は、壺青と号する俳人であり、また随筆をよくした。編集後記にも、いろいろなことを書かれ、なかなかの好評であった。

遙かに及ばないが、世の中のこと、医学界のこと、泌尿器科のことなど、そこはかたなく書いてみようと思う。



最近気になることの一つに「生殖医療」がある。長野県の医師N氏が行った非配偶者間の体外受精（このケースでは妻の妹の卵子と夫の精子を体外受精させ、妻の子宮に戻し出産）を契機とし、社会的関心を集め、マスコミにも派手に取り上げられた。厚生省もあわてて委員会をスタートさせ対応に追われている。しかし、現時点では、この問題についていかにわが国が生命倫理、法体系において遅れているかが明らかになったことくらいで何らの解決策も提示されていない。日本産科婦人科学会の会告では体外受精は「夫婦間に限る」とされているが、ではAIDはどうかという意見もある。卵子と精子の違いも、遺伝子からみれば本質的に異なるものではない。泌尿器科学会としても、はっきりした考えを持たねばなるまい。

英国では1990年に世界初の体外受精児を誕生させたのを機会に、その直後から準備をはじめ同年「ヒトの受精と胚研究に関する法」を公布、翌年施行している。ドイツでは1991年に、フランスでも熱心な国民的議論を行った上で、1994年に「生命倫理法」と総称される三つの法令を施行している。

わが国でも遅ればせながら、「国民的議論」を行った上での法整備を急がねばならないと思う。



先月号の巻頭言（目次に記載しなかったのでお目に止まらなかったかも知れないが）に述べたように、出来れば今後引退される先生方の最終講義を掲載したいと考えている。手始めに、小生の退官記念誌用に纏めたものを掲載したが、本誌にもとのご要望があったからである。ご一読いただければ幸甚である。

（吉田 修）